

川 情 審 査 答 申 第 5 号
平成 15 年 4 月 14 日

川口市長
岡 村 幸四郎 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 兼 子 仁

川口市個人情報保護条例第 28 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 14 年 11 月 18 日付け川市発第 60 号により諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

記

「住基ネットへの本人確認情報の提供という目的外利用等の中止請求および住民票コードという個人情報の削除請求」についての不訂正決定に対する異議申立て（諮問第 1 号）

別紙

諮問第1号（個人情報保護）

答 申

1 審査会の結論

本件において、住基ネットへの本人確認情報の外部提供の中止請求および住民票コードの削除請求に対し、川口市長が拒否する決定をしたことは、川口市個人情報保護条例に適合しており、妥当である。

2 異議申立ておよび審査の経緯

(1) 本件の異議申立人○○○○氏（以下「申立人」という。）は、平成14年9月13日、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）24条1項に基づいて、条例上の実施機関である川口市長（以下「市長」ともいう。）に対し、自己的本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に外部提供することの中止請求、および自らに付された住民票コードの削除請求を行った。

これに対し、実施機関・市長は、同月27日付けで、両請求を拒否し、上記の外部提供を中止しないとともに住民票コードを削除しないむねの決定を通知した。

(2) 申立人は市長の当該2決定について、平成14年11月15日、市長に対し取消しを求める異議申立てをしたので、審査行政庁である市長は条例28条に基づいて、同月18日付けで当審査会に諮問した（諮問第1号）。

(3) 当審査会の審査に際し、実施機関・市長から、平成14年11月28日付けで理由説明書が提出され、これに対し申立人は同年12月12日付けで意見書を提出した。

当審査会は、平成15年2月10日、申立人の口頭意見陳述を受けるとともに、実施機関の職員（市民生活部市民課長ほか）から意見聴取をしている。

3 審査会の判断

当審査会は、本件に関し法的に有意味と考えられる争点について、以下のとおり判断する。

(1) 住民基本台帳法は、市民の所定個人情報を住基ネットに接続させることを市に義務づけているか。

ア この点につき、実施機関である川口市長は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）における平成11年改正の条項によって、市は、所定6項目の住民票情報（30条の5第1項にいう氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、それらの変更情報、の「本人確認情報」）を、県のシステムを通して全国的な住基ネットに接続させ送信することを法律上義務づけられており（30条の5第1・2項）、その接続をしないことは法律違反で違法であると主張している（理由説明書および実施機関意見聴取による）。

イ これに対して申立人は、住基法をめぐる個人情報保護の法律が未整備である中で、国民個々人を国家が管理することになる住基ネットに参加することは、市の個人情報保護条例の基本目的に照らして大問題であるという考え方から、川口市でも横浜市・杉並区などのように住基法の下で地方自治的に接続拒否をするという「勇気ある行動をなぜとらないのか」と問うている（意見書および口頭陳述による）。

ウ たしかに、実施機関の挙げる上記法条項の限りでは、住基ネットへの接続が義務づけられているように読めるが、同法の他条項を含めて総合的に解釈するならば、下記のように、同法は全く無条件的に住基ネットへの接続を市に義務づけているわけではないと解される。

① 同法改正附則1条2項では、「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」と定めており、国が行政機関等に対する個人情報保護法を制定しないうちには、住基ネット施行の前提条件が整っていないと目する余地がありうる。

② 同法36条の2第1項に基づき、各市町村が「安全確保」のための予防

措置として、所定住民票情報の漏えい等を有効に防止する必要から住基ネットへの接続中止をなしうるむねを条例等において定める余地があると解される。

エ したがって、他の市区町村において、そうした見地から住基ネットへの接続を当面見合わせる措置を探った場合、それをすべて違法であると断ずることは、住基法の解釈運用として相当ではないように判断される。

しかしながら、本市が住基ネットへの接続を市政上の法律執行措置と決定したことが法律・条例違反で違法になると目すべきかどうかは、また別個に検討すべき問題であると言わなければならない。

(2) 川口市長が申立人の住民票個人情報の住基ネット接続による外部提供の中止請求を拒否したことについて

ア 本市の個人情報保護条例8条1項1号は、「法令等に定めがあるとき」には、本人の同意がなくても個人情報の外部提供ができるむね規定している。

住基法の前記諸条項がそこにいう「法令の定め」に該当するかどうかは、前述のように住基法をどう解釈するかにかかっていると言える。そして本件で実施機関である川口市長は、前記の法律見解に基づき条例にいう「法令の定め」にまさに該当していると主張している（理由説明書）。

イ いわゆる平成分権改革の結果、各自治体（「地方公共団体」の通称）は「地域における行政」を「自主的」に行うものとされ（地方自治法1条の2第1項）、そこには、いわば“政策法務”として、自治政策に根ざす法令解釈の自治権が存していると一般に解されるにいたっている（同法2条12・13項、138条の2関係）。

したがって、川口市にはその地方自治として、住基法および条例の執行方法をその自主的な解釈に基づいて採択する立場があるものと認められる。

ウ 申立人は、条例が保障する「個人の自己情報管理権」を地方自治においてきわめて重いものだとし、市民全体の住民票情報の住基ネット接続を止めないとしても、安全管理に強い懸念をもつ自己本人の分だけは提供中止にしてほしいと要求している（意見書および口頭陳述）。

エ たしかに、住基法および条例の自治執行として、住基ネットへの情報接続を各住民の個人選択に任せるという方策も、ないではないと解される。しかしその問題も、各自治体による地域自治的な政策課題に含まれているところであって、市自治体にあっては自治の代表者である市長の自主的決定にゆだねられているものと考えられるのである。

この点、実施機関が説明するところによると、川口市長は、住基法の責任ある執行として違法性を避け住基ネットへの接続を決定し、あわせて市のセキュリティ対策としては、住基ネットシステム運用管理要領（平成14年8月5日）および同システム緊急時連絡網（同上）に基づき、緊急事故時には助役決定で情報通信を中止できるように決めているという（意見聴取および理由説明書による）。

当審査会としては、この市長による市政上の決定は、住基法および個人情報保護条例の自治執行として合法的であると判断する。

オ かくして、標記したとおり、申立人の本件中止請求を川口市長が拒否した決定は、妥当と認められる。

(3) 川口市長が申立人の住民票コードの削除請求を拒否したことについて

ア 申立人は、住基ネット接続に伴なって付番された「住民票コード」は、国家が全国民を管理する体制につながる統一番号制であるから、条例に基づく自己情報管理権として削除を求めるとしている（異議申立書、意見書および口頭陳述による）。

イ これに対して実施機関・市長は、住民票コードは住基法7条の13号により法定された住民票記載事項の一つであって、その利用事務が法律で限定され民間利用は禁じられていることに照らしても、申立人の削除請求には応じられないと主張する（理由説明書および本件決定の理由書による）。

ウ そもそも、市の個人情報保護条例23条2項によって、市民に自己情報の「削除」請求権が保障されているのは、条例6条の定める「収集の制限を越えて収集されている」場合にほかならない。

住民票コードの付番に、申立人が主張するような社会問題がかかわってい

るとしても、住基法が定める「目的を達成するため必要な範囲内」で、本人外になされた個人情報の収集であるので（条例6条1・3項参照）、それに条例違反のないかぎり、条例に基づいて市民から市に「削除」請求を出すことはできないのである。

エ かくして、川口市長が申立人の本件削除請求を拒否した決定は、その法的
理由説明が上記と異なっているとしても、結論的には妥当と判断される。

平成15年4月14日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員	飯塚	肇
委員（会長）	兼子	仁
委員	馬橋	隆紀